

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の業務執行における事案の決裁・専決手続きに関する事項を定め、もって本連盟の運営を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

(執行部)

第2条 本連盟の執行部は、会長、副会長、専務理事、事務局長より構成する。

(事案の決裁および専決)

第3条 本連盟の執行部における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規程の定めるところにより専務理事および事務局長に決裁を委任（以下「専決」という。）することができる。

(会長の決裁事案)

第4条 会長は次のものを決裁する。

- (1) 理事会および評議員会の議案に関する事案
- (2) 職員の任免（昇任・昇格を含む）、懲戒および表彰に関する事案
- (3) 事務局内規に関する事案
- (4) その他の特に重要な事項に関する事案

(専務理事の専決事案)

第5条 専務理事は次のものを専決できる。

- (1) 理事会および評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 重要な事項に関する報告、答申、諮問に関する事案
- (3) 重要な公表、申請、照会、回答および通知に関する事案
- (4) 職員の給与に関する事案
- (5) 嘱託および臨時職員の雇用および手当に関する事案
- (6) 事務局長の普通出張に関する事案
- (7) 2,000万円以上の出金および入金に関する事案
- (8) 予算の流用に関する事案
- (9) その他の重要な事項に関する事案

(事務局長の専決事案)

第6条 事務局長は次のものを専決できる。

- (1) 定例的な事項に関する報告、答申、諮問に関する事案
- (2) 定例的な公表、申請、照会、回答および通知に関する事案
- (3) 課長以下の職員の休暇に関する事案
- (4) 課長以下の職員の普通出張に関する事案
- (5) 2,000万円未満の出金および入金に関する事案
- (6) その他の事項に関する事案

(事案の代決)

第7条 次の各号の上に掲げる者が、出張、休暇またはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務局長
- (3) 事務局長 総務課長

(代決できる事案)

第8条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また異例に属するものについては、代決することができない。

2. 重要な事案に関し代決した場合、代決者または起案者は、事後速やかに決裁または専決できる者の承認を得なければならない。

(事務局長の執行特認)

第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁または専決を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決のまま執行を特認することができる。

2. この場合、未決執行特認者は稟議書等にその旨を記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁または専決を受けなければならない。

(稟議書による決裁・専決手続き)

第10条 この規程の第4条から第7条に定める決裁・専決事案については別途定める稟議書による決裁・専決手続きを行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は一定の事案につき決裁・専決手続き等を定めることができる。

(定款等の定めとの関係)

第11条 この規程の第4条から第7条の定めにかかわらず、定款およびこの規程以外の諸規程の定め拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成24年10月20日から施行する。
2. この規程は、平成27年7月1日から一部改正して施行する。
3. この規程は、平成30年12月10日から一部改正して施行する。